

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2024年2月2日開催 全国信用組合中央協会]

1. 自己資本比率規制の改正について

- 2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組み（バーゼルⅢ最終化）に基づき、本邦ではこれまでに6業態の告示を公布している。
- 今般、2024年1月31日に、信用組合及び労働金庫業態の改正告示を新たに公布した。告示の改正に関しては、業界の皆様から様々なご意見を頂きながら準備を進めてきたところであり、これまでの御協力に感謝申し上げます。
- 2025年3月期からの新規制の適用に向けて、引き続き準備を進めていただくよう、よろしくお願ひしたい。

2. フィッシング対策の強化について

- 2023年初から11月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数5,147件、被害額約80億円となっている。これを踏まえ、2023年12月25日に、金融庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）（https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf）」

被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

3. 暗号資産交換業者あての不正送金対策の強化について

- 近年、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される事例が多発している。
- こうした状況を踏まえ、近日中に警察庁と連名で、協会を含めた各業界団体等に対し、暗号資産交換業者あての不正送金対策の強化を要請予定である。各組合におかれては、既に対策を実施されている金融機関の事例も参考にしつつ、送金利用状況などリスクに応じ、利用者保護等のための更なる対策の強化に取り組んでいただきたい。

4. マネロン対策における法人向け広報の強化

- マネロン対策の基礎となる継続的顧客管理について、各組合において、ダイレクトメールの郵送等により顧客情報の取得・更新に取り組んでいるところと承知。
- 金融庁はこれまで、金融機関の利用者に対してこうした取組への理解及び協力を求めるため、各種広報を実施してきたところであるが、特に中小零細事業者や個人事業主など、金融機関の顧客となる法人側の理解や協力が未だ十分ではないことから、苦情や協力拒否につながっており、金融機関の現場で負担になっているとの声も寄せられている。
- このため、金融庁は警察庁と連携し、法人向けのチラシ・ポスターを作成し、関係各省庁の協力の下、日本商工会議所をはじめとした様々な業界団体を通じて配布を行い、中小零細企業や個人事業主に対するマネロン広報を2024年1月より展開している。
- 法人向けチラシ・ポスターは金融庁ウェブサイトにも掲載し誰でも活用できるようにしており、各金融機関におかれても、このチラシ・ポスターを活用し、取引先企業にぜひとも周知していただきたい。

5. Japan Fintech Week 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- テクノロジーを活用して地域課題の解決に繋げていくことが重要と考えており、今回のJapan Fintech Week 及びFIN/SUMでは、例年以上に地方創生に関するパネルやラウンドテーブル、ネットワーキングを充実させていく予定。各協会を通じて、具体的なテーマについて相談中。その他、Web3.0・デジタル資産やAI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトで随時更新していく。皆様におかれては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションやFIN/SUM アフターパーティーを含めて是非足を運んで頂きたい。

(参考) Japan Fintech Week 概要

- 日時：2024年3月4日（月）～8日（金）【コアウィーク】
- 会場：都内各地
- 主催：金融庁
- ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考)：FIN/SUM 概要

- 日時：2024年3月5日（火）～8日（金）[4日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- チケット登録：1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

6. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。先般（12月13日）、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、2023年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、ご確認いただきたい。
 - 「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。
 - (1) 資産運用業の改革
 - (2) アセットオーナーシップの改革
 - (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
 - (4) スチュワードシップ活動の実質化
 - (5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化
- ※1 「資産運用立国実現プラン」（内閣官房 HP）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimoto/plan.pdf
- ※2 資産運用立国に関する金融庁の取組（金融庁 HP）
<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>
- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
 - そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識している。今後、プランに従って各種取組を精力的に進めていくこととしている。
 - 各金融機関におかれても、資産運用立国に関する取組に引き続きご協力いただければ幸い。また、引き続き、様々なご意見を拝聴できれば幸い。

7. 2024 年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の 2024 年度税制改正要望においては、
 - ・ 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現
 - ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・ 保険
 - ・ 暗号資産などの項目を要望し、「NISA の利便性向上等」など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- また、「事業成長担保権（仮称）の創設に伴う所要の措置」については、税制改正プロセスの結果、法案の内容を見て検討されることとなった。
- 法案については、2024 年通常国会の提出を目指し、鋭意作業を進めている。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援を頂いた。この場をお借りして感謝申しあげたい。

8. NISA の周知・広報について

- NISA の周知・広報について、まずは、皆様の日頃の取組に感謝申し上げる。NISA の口座数は 2023 年 9 月末時点で 2,000 万口座を突破し、買付額は 34 兆円を超えた。NISA 制度を活用し、多くの方々に、各々のライフプランに応じた安定的な資産形成に取り組んでいただきたいと考えている。
- こうした中で、金融庁・財務局においては、NISA に関する適切な周知・広報に向けて、足元、3 点に取り組んでいる。
- 第 1 に、2023 年 11 月下旬に、NISA に関するオンラインセミナーを開催した。これは、試行的に、国家公務員や地方公務員に対して行ったものであるが、延べ 1 万人以上が参加したほか、地域のメディアに取り上げられるなど、NISA に対する関心の高さが伺えた。セミナーの動画は、一般の方がご覧いただけるよう、金融庁ウェブサイトにて公開している。

- 第2に、2023年12月から2024年2月にかけて、ハイブリッド形式のイベントを計3回開催予定である。著名人を招き、トーク形式で、楽しく、わかりやすくNISAや資産形成についてお伝えしたいと考えている。2023年12月に開催した第1回には、400名以上（オンラインを含めると3,000名以上）の方に来場いただいたが、「登壇した著名人をきっかけにNISAに関心を持った」という声が聞かれた、（経済系のみならず）芸能系の報道番組に取り上げられたなど、これまでNISAに関心がなかった層へのアプローチとして手応えを感じている。

イベントの詳細は、資料にもある金融庁ホームページのイベント特設サイトに掲載しているので、ご関心がある顧客、担当者等への紹介等をお願いできれば幸いである。

（参考）イベント特設サイト

https://www.fsa.go.jp/user/nisa_mirai_produce/index.html

- 第3に、金融庁のNISA特設ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、「つみたてワニーサ」X（旧Twitter）アカウントでの情報発信の強化にも取り組んでいる。新しい特設ウェブサイトでは、特に新しいNISAの活用イメージを充実させているため、NISAの活用方法に悩まれている顧客への説明などで活用いただきたい。また、ワニーサXアカウントのフォロワーは、2023年11月から約18%（約1,700アカウント）増加しており、こういった場面でもNISAの「ファン」を増やしていきたいと思う。新しいNISAの開始に向け、様々なツールを活用し、新しくNISAを始める方にもわかりやすい周知・広報に取り組みたいと考えている。
- 最後に、今月は制度の移行初期という大変重要な時期である。金融機関においては、既に申し上げているNISAに関する適切な周知や、NISA口座の開設も含めた顧客対応に万全を期していただきたい。特に、NISAにおける顧客の金融商品選択に関与するに当たっては、顧客のニーズを適切に把握し、顧客本位の業務運営の確保を徹底していただきたい。また、2023年の国会審議の場でも取り上げられているが、例えば、東日本大震災における原発事故の避難者の方々においては、住民票に記載されている住所と現住所が異なる場合がある。このような方々がNISA口座を開設する場合は、本人確認書類と

して、避難元の自治体が発行する避難証明書を活用して口座開設が可能となるので、ご留意いただきたい。

- 金融庁・財務局としては、今後、販売会社の対応も含む、NISA 開設や運用の状況を注意深くモニタリングしていく予定である。引き続き、官民一体となって、国民の皆様が安心して資産形成に取り組むことができる環境を整備していきたいと考えており、ご協力を賜りたい。

9. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、2023年11月下旬、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」の設立が発起された。
- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等についてご発言があった。
- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。地域においても、課題解決と事業成長に資する技術・事業の革新に取り組む多様な事例が見られており、各企業・地域特性に応じたファイナンスや支援手法の共有・議論を行っていく観点から、コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、ご協力いただけると幸い。

10. 令和6年能登半島地震への対応について

- 冒頭、1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方に改めて心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、顧客及び従業員の安全に十分配慮されつつ、各金融機関におかれては、被災地で営業しているか否かにかかわらず、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。
- 特に、今後住宅ローンなどの返済に関し、被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手續着手の申出が増加する見込みであるところ、主たる債権者は、当該ガイドラインの要件に該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならないと規定されており、まずは、登録支援専門家（弁護士等）につないだ上で内容の精査をするという実務になっていることに留意されたい。

（参考）災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
富山県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
福井県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
新潟県	1月1日（1月1日）	関東財務局	1月2日

注：内閣府公表日順

- また、今回の災害を踏まえた特例措置として、寄付のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等において、本人確認を簡素化、柔軟化できることとする犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正が2024年1月11日に公布・施行された。

- これを踏まえ、同日付で要請文を発出させていただいたところ、各金融機関におかれては、改正の趣旨を踏まえ、被災者の方々の置かれた状況に応じたきめ細かく弾力的・迅速な対応をよろしくお願いしたい。
- 他方、当該改正については、犯罪収益の移転や義援金詐欺に悪用されることのないよう、災害義援金募集のための口座開設の申出に応じる場合には、取引時確認を厳格に行う等、適切な対応に努めていただきたい。
- さらに、被災者のために有益な情報を提供できるよう、金融庁ウェブサイトにも今般の地震に関する特設ページを開設するとともに、被災者と金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」を開設した。

(日本語) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake202401/press.html>

(英語) <https://www.fsa.go.jp/en/ordinary/earthquake202401/press.html>

- 最後に、今般の地震を踏まえた特別措置として、被災地にある金融機関等において、法令上提出期限の確定している報告・届出について、地震により本来の提出期限までに提出できない場合であっても、2024年4月30日までに提出することで行政上及び刑事上の責任を問われなくとする政令が2024年1月11日に公布・施行された。詳細については、金融庁又は財務局まで照会いただきたい。

11. 令和6年1月23日からの大雪等による災害等に対する金融上の措置について

- 次に、令和6年1月23日からの大雪等による災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の大雪等による災害等に対し、岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、2024年1月25日、東海財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を岐阜県内の関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、顧客及び従業員の安全に十分配慮されつつ、各金融機関におかれては、被災地で営業しているか否かにかかわらず、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把

握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
岐阜県	1月24日 (1月24日)	東海財務局	1月25日

注：内閣府公表日順

12. 「経営者保証改革プログラム」の実行推進について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、2023年11月の意見交換会でも状況をお伝えしたところだが、本日は金融機関がプログラムを受け公表した取組方針や、前回の意見交換会以降に経営者保証ホットライン等に寄せられた事業者からの声、2023年12月末に公表した無保証融資割合の実績等をお伝えする。
- 公表された取組方針では、
 - ・ 原則、経営者保証を求めない
 - ・ 行内研修等を継続的に実施し、行員のガイドラインの趣旨や内容の浸透、定着に努める
 - ・ 経営者保証を求める際には、解除条件付き特約を設定するといった前向きな方針が確認できた。
- 一方、事業者からは、経営者保証を徴求する際に、必要性等について具体的な説明が無かったという声を引き続き寄せられている。
- また、2023年11月22日、廃業時の「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方について改定が行われるなど、金融庁としても経営者の個人破産回避に向け対応を検討しているところ。「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理を検討している事業者の相談に対して、金融機関が真摯に対応してくれなかった、といった声も寄せられており、監督指針に沿った運用が十分ではない金融機関も見られる。
- 2023年12月末には、無保証融資割合について、上期の実績を公表したところであるが、全業態平均では46.7%と、2022年度の33.9%を大きく上回る結果となった。また、信用組合の全体平均でも、22.2%と、2022年度の16.3%を上回る結果となっており、経営者保証に依存しない融資慣行の確

立に向けた取組が進んでいるものと考えている。通期の実績についても引き続きよろしくお願ひしたい。

- なお、今回より新たに公表を行った無保証融資割合と保証有で適切な説明を行った割合の合計値は92.6%（速報値）となった。個別金融機関の実績を見ると、説明する態勢が不十分と思われる金融機関も存在する。本日は、2023年10月に行った経営者保証改革プログラムに関する金融機関アンケート調査の結果についても還元するので、他の金融機関の取組を参考にし、営業店への更なる周知・徹底、態勢の整備をお願ひしたい。

13. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 金融庁が推進している「REVI Career（レビキャリア）」の2023年1年間の実績について申し上げますと、登録者数は1,028人増加し累計2,307人、求人件数は1,121件増加し累計1,747件、マッチング件数についても46件増加して53件となり、大きな飛躍を遂げた1年となった。
- また、転籍だけではなく兼業・副業の活用をより進めていただくため、兼業・副業を活用した地域企業の課題解決について、マッチングの担い手である地域金融機関への周知・意識醸成を図るためのイベントを、2024年2月27日に大阪、2024年3月6日に東京と、2か所においてハイブリッド形式にて開催する予定。
- 皆様におかれても、ぜひとも積極的にご参加いただければと思う。

14. 地域企業へのデジタル化支援の後押しについて

- デジタル技術を活用した地域企業の生産性向上や業務効率化に向けては、日常的に地域企業と関わり、経営課題やニーズをよく把握している地域金融機関等に対し、取引先事業者等のデジタル化を支援することへの期待が寄せられている。
- こうした取組を一層促進する観点から、2023年11月に閣議決定された総合経済対策には、地域金融機関等が地域企業のデジタル化支援に取り組む際に活用できる施策として「地域デジタル化支援促進事業」が盛り込まれている。

(参考) 同事業は、地域金融機関等が地域企業のデジタル化支援を行った際に要した費用の一部に予算措置を講ずるもので、予算額は約8億円。事業の詳細のご案内は、事業の実施主体である内閣府地方創生推進室において説明会を開催。なお、上記総合経済対策には、先導的人材マッチング事業も盛り込まれている。

- 各金融機関におかれては、必要に応じてこうした施策の活用もご検討いただき、事業者の実情に応じた支援をお願いしたい。

15. 『業種別支援の着眼点』（試行版）の公表について

- 2023年11月、3業種（製造業、サービス業、医療業）について、地域金融機関等の現場職員が経営改善支援に着手する際のポイントをまとめた、『業種別支援の着眼点』の試行版が公表された。

※ 試行版の公表・意見募集の主体は、事業委託先であるメディアラグ株式会社。

※ 2023年度は、5業種（建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業）についての『業種別支援の着眼点』を作成・公表。

- 金融庁としては、今後、皆様方のご意見も踏まえ、『業種別支援の着眼点』の改良を進めるとともに、その普及促進に取り組んでいく。2023年3月に公表した5業種とあわせ、行内勉強会等でのご活用など、現場職員の事業者支援能力の向上にお役立ていただきたい。

16. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、2024年1月15日付で金融庁から各金融団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところなので、ご承知おきいただきたい。

17. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について

- 2021年に障害者差別解消法が改正され、事業者による社会的障壁の除去の

実施のため、必要かつ合理的な配慮を提供することが義務化された。

- これを踏まえ、2023年12月に「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、改正障害者差別解消法の施行日と同日の2024年4月1日に施行されることとなっている。
- 各金融機関においては、これらの改正内容を踏まえ、障がい者に対して適切に対応することができるよう、引き続き障がい者の利便向上に向けた取組を進めていただきたい。

18. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況」について、2023年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を2023年11月17日に公表した。
- アンケート調査の結果、個人預貯金残高ベースで導入済みの金融機関の割合は約70%となり、引き続き増加しているほか、約22%が今後導入予定となっている。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関においても、高齢者等のニーズに適切に対応した金融サービスの提供に向けた取組を継続していただきたい。

19. 復興庁2023年度版「産業復興事例集」の公開

- 復興庁が、2023年12月26日に、被災3県（岩手・宮城・福島）における事業者の経営上の優れた取組を30事例紹介する、2023年度版の「産業復興事例集」を公表した。
- これは復興庁が2012年度から毎年度発行しているものであり、紹介事例が様々な課題を抱える被災地内外の事業者の参考となるとともに、掲載企業への認知や商談の増加にもつながることが期待されている。
- 今回は、新たな30事例を公表するとともに、これまでに蓄積された350を

超える事例を、年度・業種・経営課題などのカテゴリ一別に検索可能な機能として整理し直し、そのデータベースもあわせて公表している。

- 本事例集は Web 形式で公表されており、以下の URL または QR コードからご覧いただけるので、各金融機関におかれては、役職員の方々と本事例集を共有していただき、事業者支援に活用していただければ幸いです。

復興庁ウェブサイト：

<https://www.reconstruction.go.jp/jireishuu/>

QR コード：



(以 上)